

令和元年第5回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和元年5月7日（火曜日） 14時00分～15時6分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 山田 定男 2番 小野 美智子 3番 市川 一清 4番 簗戸 猪文
5番 狩生 哲廣 7番 茅田 寿志 8番 田嶋 義生 9番 高畠 千恵美
12番 吉良 勝彦 13番 工藤 雄一 14番 谷川 享宏 15番 塩月 吉伸
16番 河野 周一 17番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯7区 池田 幸利 佐伯9区 林 寛 上浦区 白田 一男
弥生2区 出納 幸男 宇目1区 岡田 安代 宇目2区 矢野 弥平 直川1区 曾根田 正弘
直川2区 橋迫 新五 蒲江2区 津田 幸喜 蒲江3区 松尾 孫重

欠席委員： 6番 黒岩 眞由美 10番 御手洗 大悟 11番 小野 隆壽

事務局：事務局長 穴見 哲男 総括主幹 橘 公展 副主幹 山田 祐郎 事務員 井上 真吾

農林課：総括主幹 首藤 和秀 副主幹 泉 由香

議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第15号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第17号議案 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
④農地賃借料情報について

事務局長：ただいまから、定刻となりましたので令和元年第5回佐伯市農業委員会を開催したいと思います。本日の欠席委員は、6番の黒岩眞由美委員、10番の御手洗大悟委員、11番小野隆壽委員、3名となっております。農業委員17名中、本日の会議の出席者は14名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員27名中10名の出席をいただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、4月25日付けで許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶の方をよろしく願いいたします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をよろしく願います。

議 長：それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、8番の田嶋委員、9番の高畠委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。それでは事務局から議案書の説明をお願いいたします。

事務局長：議案書の2ページをお開きください。本日の案件の件数及び面積は、農地法第3条、件数が3件、田が3,642㎡、畑が557㎡、合計面積が4,199㎡。農地法第4条、件数が4件、田が2,404㎡、畑が0、合計面積が2,404㎡。農地法第5条、件数が9件、田が7,397㎡、畑が3,569㎡、合計面積が10,966㎡。合計の件数が16件、田が13,443㎡、畑が4,126㎡、総合計面積が17,569㎡、以上となっております。案件といたしますのでよろしく願いいたします。

議 長：事務局から説明がございましたけれども、よろしいですか。それでは議事に入りたいと思います。第14号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局1番から説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しております管内図と住宅地図を御参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりでございます。まず3条の1について説明させていただきます。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地で米や野菜類を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しております。耕作は譲受人夫婦と子の3人で行っているとのこと。農地取得後は、米を作るとのこと。取得後の耕作面積は215.99aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：ただいま事務局より3条の1番について説明がございました。続いて担当推進委員の意見書を読み上げてください。

事務局：担当推進委員からは特に問題ない旨の意見書が提出されております。

議長：推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の2について説明させていただきます。住宅地図の冊子2ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地及び借入地で米を耕作しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は、米の生産を行うとのことです。取得後の耕作面積は243.91aで宇目地域の下限面積40a以上となります。今後農業を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議長：それでは担当の矢野推進委員さんお願いいたします。

宇目2区推進委員：別に何も問題ないようにあります。

議長：担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の2番について意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。特にないようですので取りまとめたいと思います。3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして3条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の3について説明させていただきます。住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地で杉苗を作っているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人1人で行うとのことです。農地取得後は、カボスを栽培するとのことです。取得後の耕作面積は46.42aとなり、直川地域の下限面積40a以上となります。今後、農業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議長：事務局からの説明が終わりました。それでは担当の橋迫推進委員さんお願いいたします。

直川2区推進委員：図面を見て分かるように、一部アスファルト舗装をされていますけども、そこは林道になっております。双方に話を聞きましたら、双方ともそれは承諾済みということでなっておりますので別に問題ありません。

議長：担当の橋迫推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の3番に

ついて意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして第15号議案農地法第4条の規定による許可申請について、事務局1番から説明をお願いいたします。

事務局：4条の1について説明いたします。お配りしている地図の4ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。農地造成用地としての用途による申請です。申請地は、周囲から一段低くなっていることから、かさ上げをして農業効率を上げようと考えました。申請地では0.8mのかさ上げを行います。隣接する水路に対しては、間隔を空け1対1.5の安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、造成後は畑として利用し、野菜類を作付けする計画です。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議長：ただいま事務局からの説明が終わりました。続きまして担当の池田推進委員さんお願いいたします。

佐伯7区推進委員：4月の末に現地確認をしました。地主と話をして周囲の農地のことも考えてみて問題はないと思います。

議長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより4条の1番について意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。次の4条の2番、3番とは隣接地であり、また同一の事業主であるために一括で説明をお願いいたします。

事務局：4条の2と3について説明いたします。地図の5ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地の田です。農地造成用地としての用途による申請です。申請地は、10年程前まで米を作っておりましたが、それ以降は不耕作の状態となっております。今回、隣接地と一体でかさ上げを行い、畑として利用する計画です。申請地では2mのかさ上げを行います。隣接する水路や側溝に対しては、間隔を空け1対1.5の安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。造成後は畑としてタマネギ等野菜類を作付けする計画です。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)、一時的な利用に供するものに該当します。

議長：ただいま事務局からの説明が終わりました。続いて担当の林推進委員さんお願いいたします。

佐伯 9 区推進委員：御承知のとおり、この一帯は、非常に排水状態が極めて悪い所なんです。先程の案内のとおり、10 年程前まで米を作ってございましたけど、今は排水状態が悪いということで、埋め立てしようと。地区の方に今度砂防ダムを建設するようになってございます。その残土を使ってこの一帯約 2 町歩ぐらいございますけども、埋め立てをして将来的にそういう形で畑作として利用しようというものでございます。そういうことで問題ないと思います。よろしくお願いいいたします。

議 長：担当の林推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより 4 条の 2 番、3 番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので取りまとめたいと思います。4 条の 2 番、3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして 4 条の 4 番について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：4 条の 4 について説明いたします。地図の 6 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の田です。賃貸住宅用地としての用途による申請です。申請者が高齢であることから耕作が難しくなったため、アパート経営を行おうと考えました。なお、(2) の農地について、平成 28 年に造成を行ったため申請者の始末書が添付されております。申請地では、隣接する宅地と一体で全 9 室 3 階建て、建築面積 183.93 m²の賃貸住宅を建築します。隣接地に対しては、コンクリートブロック擁壁を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は農業集落排水に放流します。(1) の農地について、弥生土地改良区から問題ない旨の意見書が添付されております。(2) には水利権はありません。許可基準は第 2 種農地の許可要件に該当します。

議 長：ただいま事務局から説明がございました。それでは担当の出納推進委員さんお願いいたします。

弥生 2 区推進委員：特に問題はありません。

議 長：特に問題なしとの意見がございました。これより 4 条の 4 番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして、第 16 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：5 条の 1 について説明いたします。地図の 7 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の田です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請地は 10 年程前まで米を耕作していましたが、譲渡人の高齢化などから不耕作の状態となっておりました。申請地では 344 枚の太陽光パネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、第 2 種農地の許可要件、

申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：それでは担当の曾根田推進委員さんお願いいたします。

直川1区推進委員：問題ないと思います。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の1番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の2について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請地は3年前程まで米を作っておりましたが、現在は不耕作の状態となっております。申請地では360枚のパネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：ただいま5条の2番について事務局から説明がございました。それでは担当の岡田推進委員さんお願いいたします。

宇目1区推進委員：特に問題ありません。

議 長：特に問題なしとの担当推進委員さんからの意見もございました。それでは5条の2番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の3について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。資材置場用地としての用途による申請です。譲受人は、自営業を営んでおりますが、現在使用している資材置場が手狭となったため新たな資材置場が必要となりました。現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：事務局から説明が終わりました。続きまして、松尾推進委員さんお願いいたします。

蒲江3区推進委員：皆さん見てのとおり、少し家庭菜園をしておりますけれども、別に問題ないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の4について説明いたします。地図の10ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請地は15年程前まで賃借契約を結び耕作を行っていましたが、契約終了後は不耕作の状態となっております。申請地では332枚のパネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の橋迫推進委員さんお願いします。

直川2区推進委員：特に問題ないと思います。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の4番について、どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の5番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の5について説明いたします。地図の11ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請地は、譲渡人が相続する前から不耕作の状態となっており、また譲渡人自身も別の仕事をしていることから耕作を行うことが難しい状態となっております。申請地では360枚の太陽光パネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の津田推進委員さんお願いします。

蒲江2区推進委員：特にこの件については問題ありません。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の5番について意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見が

ございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の6番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の6について説明いたします。地図は戻りまして8ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請地では、25年程前まで米を作っておりましたが、譲渡人が現在県外に住んでいることや申請地が山深い場所にあることから不耕作の状態となっておりました。申請地では256枚のパネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議長：続いて岡田推進委員さんお願いいたします。

宇目1区推進委員：特に問題ありません。

議長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の6番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の7番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の7について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請地では、10年程前までダイコン、ネギ、サツマイモ等の家庭用の野菜を作っておりましたが、譲渡人が現在県外に住んでいることや申請地が山深い場所にあることから不耕作の状態となっておりました。申請地では420枚のパネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議長：ただいま5条の7番について事務局より説明が終わりました。それでは担当の岡田推進委員さんお願いいたします。

宇目1区推進委員：問題ありません。

議長：5条の7番について担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは、これより5条の7番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の8番について事務局説明

をお願いいたします。

事務局：5条の8について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は佐伯市役所弥生振興局から300m以内の区域内にある第3種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより現在の借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。隣接する宅地、雑種地と一体で、木造平屋建て、建築面積105.08㎡の住宅を建築します。隣接地に対しては、コンクリート擁壁を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は公共下水道に放流します。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当します。

議長：ただいま事務局より説明がございました。それでは担当の出納推進委員さんお願いします。

弥生2区推進委員：特に問題はありません。

議長：担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。それでは、これより5条の8番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の9番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の9について説明いたします。地図の13ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより現在の借家が手狭となったため、親である譲渡人の自宅付近に新たに住宅を建築することになりました。申請地では、木造2階建て、建築面積99.37㎡の住宅を建築します。現状のまま建築を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は漁業集落排水に放流します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議長：それでは担当の白田推進委員さんお願いします。

上浦区推進委員：特に問題ありません。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の9番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の9番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして第17号議案農地転用許可に係る事業計画の変更承認について事務局説明をお願いいたします。

事務局：変更申請 1 について説明いたします。地図の 14 ページをご覧ください。事業主体の計画変更です。申請地は、平成 30 年 12 月 21 日付け指令南局農振第 5-63 号において、資材置場用地としての許可を得ておりますが、当該道路改良工事の事業主体が変更になったため、それに伴う変更申請です。申請地を当初計画者と同様の目的で事業継承者が使用します。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。

議長：それでは担当推進委員さんの意見書を読み上げてください。

事務局：担当の山田推進委員からは問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見が上がっております。それではこれより第 17 号議案 1 について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。第 17 号議案 1 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして第 17 号議案 2 について事務局説明をお願いいたします。

事務局：第 17 号議案の 2 について説明いたします。地図の 15 ページをご覧ください。事業計画内容の変更に伴う変更申請です。申請地は、平成 31 年 1 月 29 日付け指令南局農振第 5-71 号において、建売住宅用地としての許可を得ていますが、住宅建築にあたり、顧客からの要望を受け、建物の面積を変更せざるを得なくなりました。そのため、当初 3 棟の計画でしたが、5 棟へ変更することになりました。工事は現在造成工事までが終了しているため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

議長：ただいま変更の 2 の説明が終わりました。これより担当委員さんからの意見書をお願いいたします。

事務局：担当の山田推進委員からは問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございます。それでは第 17 号議案変更 2 の事業変更について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。第 17 号議案変更 2 の議案について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。本日第 5 回の佐伯市農業委員会について、3 条の 3 件については、佐伯市農業委員会として許可したいと思います。4 条の 4 件、5 条の 9 件、それと変更 1、2 については多数の意見を付して知事に進達したいと思います。これより休憩に入りたいと思います。

（休憩）

議 長：再開したいと思います。その他の議案に入りたいと思います。農用地利用集積計画（案）について農林課泉さんお願いいたします。

農 林 課：農林課の泉です。よろしくお願いいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめていただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 51 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）を御確認ください。表紙をめくりまして裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 2 年が 4 筆で 4,092 m²、契約期間 3 年が 3 筆で 2,898 m²、契約期間 5 年が 8 筆で 13,724 m²、契約期間 6 年が 1 筆で 1,944 m²、契約期間 9 年が 7 筆で 6,337 m²、契約期間 10 年が 28 筆で 20,948 m²、これらを合計すると 51 筆で 49,943 m²となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載していますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画（案）の方で説明がございます。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。ないようですので取りまとめたと思います。農用地利用集積計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして利用権設定の推進についてお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起こしをお願いしているところではありますが、満期到来者分につきましては、該当する委員の方にリストを添付しておりますので、相談等受けた場合は御協力の程よろしくお願いいたします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたしますので御連絡をお願いいたします。今回の書類の締め切りは農業委員会の締め切りと併せて 5 月 15 日としております。これまでと締切日が少し違いますので御注意をお願いいたします。書類の提出については、農林課又は各振興局へお願いいたします。

議 長：今回、締切期日が変更になりましたということで間違わないようにしてください。5 月 15 日水曜日となっております。よろしくお願いいたします。続きまして農用地利用配分計画（案）についてお願いいたします。

農 林 課：農林課の首藤です。それではお手元にお配りをしております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。1 枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は、令和元年 7 月 1 日開始分です。契約期間 5 年の田、3 筆、面積 8,426 m²、契約期間 10 年の田、27 筆、面積 20,841 m²、畑、1 筆、107 m²、合計 31 筆、面積 29,374 m²となっています。詳細につきましては 2 枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記

載した農用地貸付調書を添付しておりますのでご覧ください。なお、調書の中の貸付期間等年号が平成のままになっておりますが、これはシステムの変更の関係ですので御了承ください。それでは以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用配分計画（案）について説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。農用地利用配分計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして、農地賃借料情報についてということで事務局説明をお願いいたします。

事務局：それでは、佐伯市の農地賃借料情報について説明させていただきます。お手元にA4の1枚紙で、佐伯市の農地賃借料情報と書いた紙をご覧ください。読み上げて提案させていただきます。農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、農地法第52条の規定により、今後は農業委員会が賃借料情報の提供を行うことになりました。佐伯市においては、平成30年1月1日から12月末までに締結された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっておりますということで、令和元年5月7日、本日提案して承認を受けたいと思っております。まず、田（水稻）の部ということで、佐伯市全体、各地ではなく佐伯市全域で標準の金額を設定させていただいております。平均額としまして8,900円、最高額が16,000円、最低額が6,350円ということで、データ数が86筆分の平均値を取っております。下の※1としまして、データ数は、集計に用いた筆数です。使用貸借分、無償の分は含んでおりません。※2ですが、賃借料を物納している場合は、米1俵、60kg当たり12,700円。これは平成30年産のヒノヒカリ2等農協概算金に換算しております。※3ですが、金額については、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。※4としまして、畑（水稻以外）につきましては、条件等がハウス、水がある等条件が異なるため参考数値としています。ということで、参考の畑の部ですが、平均額が24,000円、最高額が30,000円、最低額が12,500円、データ数が53筆となっております。

議 長：よろしいですか。あくまでも、この賃借というのは、同意のもとの賃借となりますから、あくまでもこれは、ここに挙がってきた農地利用集積計画の中の数値とかを用いてやっています。これが基本となるだけの話であって、あくまでも相対でやりますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。前回もこれについて、問題が出たんです。そういう金額でやってないとか、そういうことを言われましたので、あくまでも相対、お互いの金額設定になります。良いですか。それでは副会長の方にお願ひします。

17番委員：以上をもちまして令和元年第5回佐伯市農業委員会総会を終了いたします。

（15時6分閉会）